みなおします。

わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？

11月は

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日㊍～11月30日㊎

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

現状の課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。

問題の解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。※1

過重労働による健康障害を防止するために ※2

①時間外・休日労働時間の削減

◇ 時間外労働協定は、限度基準※3に適合したものとすることが必要です。
◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために ※4

① 労働時間適正把握基準※1を遵守しましょう。
② 職場風土を改革しましょう。
③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)
※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
※4「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)